

地方独立行政法人大阪市民病院機構に承継させる財産について

次のとおり地方独立行政法人大阪市民病院機構に承継させる財産を定める。

1 土地

地番	地積 (m <sup>2</sup> )	評価額 (円)
都島区中野町5丁目1番439	6,573.63	1,676,300,000
都島区中野町5丁目1番472	765.39	220,430,000
都島区中野町5丁目1番476	4,405.20の内持分 440,520分の229,183	765,400,000
都島区中野町5丁目1番498	592.06	163,410,000
都島区都島本通2丁目12番1	16,929.25	4,316,900,000
都島区都島本通2丁目19番1	1,595.05の内持分 159,505分の82,984	277,200,000
淀川区野中北2丁目10番6	12,337.51	2,294,800,000
住之江区東加賀屋1丁目9番1	15,730.36	2,831,500,000

2 建物

施設名等	所 在	延べ面積 (m <sup>2</sup> )	評価額 (円)
大阪市立総合医療センター	病院 都島区中野町5丁目1番地439及び同区都島本通2丁目12番地1	91,424.11	27,438,777,462
	病院分室 都島区中野町5丁目1番地476及び同区都島本通2丁目19番地1	3,831.28	696,151,109
患者家族等宿泊施設	都島区中野町5丁目1番地476及び同区都島本通2丁目19番地1	286.25	52,695,364
看護師宿舎	都島区中野町5丁目1番地476及び同区都島本通2丁目19番地1	1,760.64	324,332,103
駐車場(1)	都島区中野町5丁目1番地476及び同区都島本通2丁目19番地1	4,030.70の内持分 403,070 分の393,691	740,201,423

	駐車場(2)	都島区中野町 5 丁目 1 番地 476 及び 同区都島本通 2 丁目 19 番地 1	4,572.37 の内持 分 457,237 分の 454,274	854,101,126
	駐車場(3)・ 検査用貸付 床	都島区中野町 5 丁目 1 番地 476 及び 同区都島本通 2 丁目 19 番地 1	4,612.79	867,299,804
	医師宿舎A 棟・保育施 設	都島区中野町 5 丁目 1 番地 472	1,069.02	127,720,311
	駐輪場・集 塵庫(A棟)	都島区中野町 5 丁目 1 番地 472	11.60	1,180,345
	医師宿舎B 棟	都島区中野町 5 丁目 1 番地 498	1,036.72	122,887,724
	駐輪場・集 塵庫(B棟)	都島区中野町 5 丁目 1 番地 498	14.58	1,485,267
大阪市立 十三市民 病院	病院	淀川区野中北 2 丁目 10 番地 6	19,761.39	7,106,851,016
大阪市立 住吉市民 病院	病院	住之江区東加賀屋 1 丁目 9 番地 1	11,365.69	271,244,574

事務所(1)・ 倉庫(1)	住之江区東加賀屋 1 丁目 9 番地 1	2,487.05	55,020,243
事務所(2)	住之江区東加賀屋 1 丁目 9 番地 1	385.28	12,440,000
事務所(3)	住之江区東加賀屋 1 丁目 9 番地 1	211.70	4,200,000
倉庫(2)	住之江区東加賀屋 1 丁目 9 番地 1	1,183.80	17,783,141
倉庫(3)	住之江区東加賀屋 1 丁目 9 番地 1	156.66	6,251,667
倉庫(4)	住之江区東加賀屋 1 丁目 9 番地 1	66.10	1,300,000
機械室	住之江区東加賀屋 1 丁目 9 番地 1	19.25	218,697
ポンプ室	住之江区東加賀屋 1 丁目 9 番地 1	12.24	184,727

備考 この表において、大阪市立総合医療センターの項中病院、医師宿舎 A 棟・保育施設及び駐輪場・集塵庫（A 棟）並びに医師宿舎 B 棟及び駐輪場・集塵庫（B 棟）以外のものに係る延べ面積は、これらが属する 1 棟の建物の延べ面積の内、それぞれの施設が専有する面積をいう。

- 3 前 2 項に定めるもののほか、地方独立行政法人大阪市民病院機構の成立の日の前日において大阪市特別会計条例（昭和39年大阪市条例第78号）第18号に掲げる大阪市市民病院事業会計に属する公有財産（土地及び建物を除く。）、物品及び債権（土地及び建物から生じる債権にあっては、前 2 項に定める土地及び建物に係るも

のに限る。)

平成26年5月2日提出

大阪市長 橋 下 徹

#### 説明

地方独立行政法人大阪市民病院機構に承継させる財産を定めるため、地方独立行政法人法施行令第9条の規定により、この案を提出する次第である。

(参考)

地方独立行政法人法（抄）

（権利義務の承継等）

第66条 移行型地方独立行政法人の成立の際、当該移行型地方独立行政法人が行う業務に関し、現に設立団体が有する権利及び義務（当該移行型地方独立行政法人の成立前に設立団体が当該業務に相当する業務に関して起こした地方債のうち当該移行型地方独立行政法人の成立の日までに償還されていないものに係るものを除く。）のうち政令で定めるところにより設立団体の長が定めるものは、当該移行型地方独立行政法人の成立の時において当該移行型地方独立行政法人が承継する。

2 - 7 省 略

地方独立行政法人法施行令（抄）

（権利の承継に係る議会の議決）

第9条 設立団体の長は、法第66条第1項の規定により移行型地方独立行政法人（法第61条に規定する移行型地方独立行政法人をいう。）に承継させる権利（地方自治法（昭和22年法律第67号）第237条第1項に規定する財産に限る。）を定めようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。